

## 熊本市障がい者生活プラン(素案)に関するパブリックコメントの結果について

1 意見募集期間	平成31年1月24日(木)～平成31年2月18日(月)		
2 ご意見の提出状況	ご意見を提出された方の人数	12	名
	ご意見の件数	36	件
3 提出されたご意見と、それに対する本市の考え方	詳細は一覧表のとおり		
【対応1(補足修正)】			
ご意見を踏まえて素案を補足修正または追加記載したもの	10	件	
【対応2(既記載)】			
既にご意見の趣旨、考え方を盛り込んでいる、あるいは同種の記載をしているもの	5	件	
【対応3(説明・理解)】			
市としての考え方を説明し、ご理解いただくもの	13	件	
【対応4(事業参考)】			
素案には盛り込めないが、事業実施段階で考慮すべき事として今後の参考とするもの	3	件	
【対応5(その他)】			
素案に対する意見ではないが、意見として伺ったもの	5	件	

## 熊本市障がい者生活プラン(素案)へのご意見とそれに対する本市の考え方

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
1	P2 計画策定の 趣旨 計画の基本 理念	1.計画策定の趣旨、2.計画の基本理念の中で、「共生」「生涯を通じて一貫して切れ目のない支援体制の充実」という内容が入っています。この内容について、障がい福祉領域だけではなく、介護や子供の分野を含めた地域全体を領域に入れたプラン設計が必要となります。基本目標毎で構いませんので、それぞれの分野や領域がプランを担うことになるのかをチャート図(ベン図)のような物でお示ししていただきたいです。プランの全体像が分かりやすくなると、あらゆる立場の人がどの部分で何を果たすべきか明確になりますし、相互の連携も取りやすくなると思われま。	ご意見のとおり、共生社会の実現のためには障がいのある人の暮らしに、障がいや年代に応じた相談支援機関や、地域の様々な団体が関わるのが重要になってきます。障がいのある人の一生にどのような機関が関わっていくのかのイメージ図を基本理念の項目に挿入します。(プラン案P3参照)	① (補足修正)	障がい保健福祉課
2	P3 基本目標1障 がいへの理 解促進と権 利擁護 P4 基本目標3 安心して暮ら せる社会体 制の整備	基本目標の「検証指標」について 「差別を感じたり嫌な思いをした経験」2023年目標値25% 「暮らしやすいまちだと思割合」 2023年目標値50%  5年後の熊本市はまだ、障がいのある人の4人に1人が「差別を感じたり嫌な思いをした経験がある」と答え、2人に1人が「暮らしやすいまちだとは思わない」と答えるまじのようです。熊本市が、そのように感じる人たちを今より少しでも減らしたいという思いがあつてこれらの値を設定したであろうことは理解できます。ただ、これらの目標値の設定は、数字にだけ目を奪われた、いかにも「役所的な」対応と感じざるを得ません。この値を「目標」と示された障がい者や家族、支援者らがどのような気持ちになるのかに思いを馳せることなく平気で素案に記してしまう「行政の感度」には大いに失望しました。 施設利用者数などの具体的事案と、理念に直結する障がい者一人一人の「心の中の思い」を同一に扱うことは不適切です。どうしても目標値が必要なのであれば、当然、差別を感じるのは「ゼロ」で、暮らしやすいと感じるのは「100%」でしょう。そのうえで、毎年調査を行い、1年目より2年目、2年目より3年目が、少しずつでも目標値に近づいていくような施策を実施していくこと。これこそが、市民の誰もが誤解なく「計画の達成状況を明確に」理解できる作業であるはずで 目標値の見直しを強く求めます。	基本目標の検証指標については、ご意見にあるように最終的に目指すべきところは、障がいのある全ての人が差別を感じたり嫌な思いをせずに、暮らしやすいまちだと思えるようになることが理想だと考えていますが、まずは5年後の目標値として今回の数値を設定しています。目標値を上回っていくように、プランに記載されている取り組みを着実に進めていきたいと考えています。	③ (説明・理解)	障がい保健福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
3	P3 基本目標1 障がいへの 理解促進と 権利擁護 P15 1-(1)-①障 がい者サ ポーター制度 による理解啓 発	障がい者サポーターの登録者数(累計)2023年目標値4,200人 障がい者サポーター制度による理解啓発  基本理念達成のため新たに1,700人以上サポーターを増やすと目標に掲げ、さらには障がいのある人に対する理解促進の取組の一番最初に障がい者サポーター制度を位置付けるなど、障がい者サポーター制度に対する熊本市の並々ならぬ思いが強く伝わってきます。 ただ一方で、では理解促進のために、同制度をこれから具体的にどのように展開していくのか、という見通しについて素案から読み解くことはできません。 熊本市が「登録数さえ伸ばせばいい」と考えているはずがありません。1,700人増やすにはそれなりの熊本市の理念達成に向けた具体的な「ねらい」があるはずです。 プランにはそこまで謳い、今以上に「血の通った」サポーター制度にしていく意気込みを、ぜひ示して頂きたい。 例えば、熊本市長、副市長、市長部局長、熊本市議会議長、熊本市教育長、市立小中高等学校長、熊本市市民病院長、熊本市消防局長、熊本市交通局長…etc。 熊本市行政を司るトップの皆様自らがサポーターとなって、各分野でできることを、無理せず、連携し合いながら、継続的に取り組んでいくことを、プランに盛り込んで頂きたいと願います。	障がいへの理解促進については、素案のP15～16の「1-(1)障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」に記載をしているように、様々な機会をとらえながら、障がい者サポーター制度を中心として、今後も力をいれていくことにしています。 近年は、これまで行っていたサポーター研修会の開催だけでなく、地域や企業や学校等に出向いての出前講座を積極的に行っており、今後も関係機関と連携を図りながら、サポーターを増やしてだけでなく、障がいのある人への支援につながるような取り組みを行っていきたく考えています。 また、幹部職員も含め、職員に対する障がいへの理解促進も研修等を通じて行っていきます。	② (既記載)	障がい保健 福祉課
4	P3 基本目標1 障がいへの 理解促進と 権利擁護 P16 1-(1)-④共 に学ぶ教育 の推進	ぜひ福祉教育を具体的に進めていただきたいと思えます。 2016年(平成28年)7月、神奈川県相模原にある障がい者施設で元職員による大量殺人事件が起こったことは、日本社会に大きな衝撃を与えました。このことから、「障がいへの理解」と「障がいのある方とのふれあいの機会」の重要性を感じ、幼少期からの教育に負うところがとても大きいのではないかと感じています。 ぜひ、特別支援教育課と大学の障がい児についての専門家を交え、幼・小・中・高の各段階で発達段階に応じた福祉教育のプログラムについて検討していただき、障がいについて学ぶ機会、障がいのある幼児児童生徒と交流する機会を設けて頂ければと思います。	市立幼稚園においては、障がいのある幼児もいない幼児も共に過ごす保育を、小中学校においては、通常の学級に在籍する児童生徒と特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒との交流を実施しているところです。今後も、障がいの有無に関わらず、幼児、児童生徒が交流を図り、障がいへの理解とお互いの成長を促す教育を推進していきます。 また、差別解消法についてイラストを多用したパンフレットを作成するなど、子どもも含め誰もがわかりやすい啓発活動に努めます。(プラン案P23参照)	① (補足修 正)	教育委員会 総合支援課
5	P12 6 発達障が い者支援セ ンター相談件 数	以前の素案(案)では、(6)発達障がい児・者の状況 (7)障害福祉サービスの利用状況が記載予定でしたが、発達障がい者支援センター相談件数に変更されています。今後5年間のプランを語るうえで、同支援センターの相談件数の推移はもちろんですが、上記(6)、(7)の客観的なデータについても極めて重要と考えます。 素案(案)のとおり、(6)、(7)の年度推移等の統計についての記載をお願いします。	発達障がい児・者の状況の項目については、当初より発達障がい者支援センターの相談支援件数の掲載を予定しており、今後の推移についても毎年度報告していきます。障害福祉サービスの利用状況については、支給決定者数の推移や障がい保健福祉施策関連事業費について障がい福祉計画(障がい児福祉計画)に掲載し、毎年度進行管理・報告を予定していることから本プランからは割愛しました。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課
6	P14 施策の体系 図 4 雇用と 就労の促進	細かいことですが、13Pの項目は「雇用・就労の促進」、表紙裏の目次や40Pの見出しには「雇用と就労の促進」となっています。「と」と「・」のどちらが正しい表記でしょうか。	施策の体系図内の分野別施策を「雇用と就労の促進」に修正します。(プラン案P17参照)	① (補足修 正)	障がい保健 福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
7	P16 1-(1)-④共に 学ぶ教育	具体的な取り組み④に「共に学ぶ教育」というのがあるが発達障害や他の障害への理解促進に関し障害がある人が小学校または中学校で働けるような環境を作り道徳の授業などで体験談を話すというのはいかがでしょうか?と思う。 熊本市教育委員会では障害がある人が熊本市内の学校を周り環境整備をしているがそれをもっと拡大し各学校ごとに障害がある人をサポートスタッフ的な雇用をし学校 の環境整備や授業補助、児童の清掃補助や事務補助など教員免許を使わない場 面での児童、生徒への支援を障害がある人が小学校、中学校で障害がある人の雇 用を生み出せば教職員が大きく助かると同時に障害者雇用率も上がると思う。 またそういった学校で働く障がい者へのサポートを退職した小学校や中学校の先生 をサポートスタッフとして熊本市が学校ごとで再雇用するというもありかもしれないと 思う。 学校や官公庁では「公の職場には障害者が入ってはいけない」という思想が巡って いる。今こそ熊本市が先頭に立ち学校での障害者雇用を推し進めるべきであると思う。	ご意見をいただきましたように、子どもの頃から身近な場所で障がいのある人に接し ながら、障がいに対する理解を深めることは重要なことだと考えています。ご提案い ただきました学校現場での障がい者雇用については、現在、環境整備嘱託員や学校 事務補助職員として雇用しているところです。今後も、障がいのある人の学校現場で の雇用も含め、障がい者雇用の拡大に努めたいと考えています。	④ (事業参 考)	教育委員会 教育政策課
8	P16 1-(1)-⑤精神 障がいにつ いての理解 促進	前回(11/30)の協議会でも発言いたしました。障がいを持つ方＝周囲の配慮やサ ポートが必要な弱い立場の人たちという一方的な捉え方ではなく、彼らの能力やスト レングスを生かす視点を表現してはいかがでしょうか。 とりわけ精神障がい者については未だに偏見やネガティブなイメージで見られること も多く、それが彼らの社会参加を妨げる大きな要因になっています。熊本市が精神障 がいを持つ当事者をピアサポーターとして育成・支援しておられることは画期的な取 組みです。彼らの語りには、何か人の心を動かす力があると感じています。そこで、市 民に精神障がいや心の問題を考えてもらう啓発活動にピアサポーターの参画を試み てはいかがでしょうか。ピアサポーターの方々にとっても、自らの職域を広げる良い機 会になると思います。 自らの経験を語ることでできる当事者の存在は、障がいを持つ人の自立と共生のま ちづくりを進めておられる熊本市にとって貴重な資源であると考えます。実現に向け ては、要綱等の見直しなど手順を踏んでいく必要があることは承知しておりますが、 何卒ご検討ください。 表記の案  素案p16 精神障がいについての理解促進 (既述の文章に加えて) また、精神障がいがある人が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアサポート活 動の一環として、ピアサポーターによる市民への啓発活動を模索し、市民が精神障が いをより身近な問題として考えてもらえるように努めます。	こころの健康センターでは、市民対象の啓発事業として実施している「ピアサポート講 演会」にて、ピアサポーターを講師の一人として迎え、打ち合わせの段階から一緒に 取り組んでいます。 また、精神障がい当事者を対象とした「ピアサポート講座」や「WRAP(元気回復プラ ン)講座」にて、ピアサポーターを講師やグループワーク助言者に迎え、打ち合わせ の段階から参画いただいています。 このような取り組みを踏まえ、『精神障がいについての偏見や差別をなくすため、精神 保健普及運動や自殺対策強化月間において、また、ピアサポーターの活動を通じて 精神障がいに関する正しい理解の促進に努めます。』と改めます。 (プラン案P19参照)	① (補足修 正)	こころの健 康センター 障がい保健 福祉課 (精神保健 福祉室)

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
9	P16 1-(1)-⑧ヘル プマークやヘル プカードの 普及	ヘルプマーク(カード)うつ病・内部障害・・・とし、外見では分かりにくいので「うつ病」を追加してほしい。なお、うつ病は疲れやすい症状もあるので障害3級以上でヘルプカードで障害者駐車場の駐車を認めてほしい。 なお、県は障害者マークのある駐車場は精神障害は1級しか認めていません。	内部障がいや難病を一例に挙げていますが、うつ病など精神障がいのある人も、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている人に含まれていると考えます。なお、障がい者駐車場については、各施設の台数に限りがあることと、ヘルプカードに明確な交付基準がなく、援助や配慮が必要なことを周囲に知らせたいとご自身で判断された方に交付していることから、ヘルプカードの制度として障がい者用駐車場を利用可能とはしておりません。 県のハートフルパス制度も、常に移動への配慮が必要な方を対象とした制度となっていることから、ご意見のと通りの取り扱いとしているものです。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課
10	P16、P17 1-(1)-⑧ヘル プマークやヘル プカードの 普及	せっかくヘルプカードの見本例を掲載しているのであれば、ヘルプマークについても、実際のマークとその意味、サイト等の問い合わせ先、市内の主な設置場所等について掲載して、多くの市民への周知を図って頂きたいと思えます。 マークの普及の話をしているのに、肝心のマークが1つも載っていないのは極めて不自然です。スペースの都合上、あらゆるマークを掲載することは難しいかもしれませんが、だから1つも載せない、という考え方は如何かと思えます。また、熊本市が制作・制定したマークではないから、という考え方があるとしたらそれも理解できません。 もし未掲載になるマークがあれば問い合わせ先を明記するなどきちんと配慮を行い、そのうえで可能な限り多くのヘルプマークの紹介をして頂きたいと願います。 さらに、ヘルプカードについても、主要な配布場所およびダウンロードの案内について、書き加えてください。	障がい者生活プランは、市の障がい福祉施策の方向性や取り組みを記載したもので、事業やマークの周知を目的としたものではありません。 ヘルプマーク他、障がいのある人に関連したマークについては、市ホームページやふくしのしおりで紹介するほか、各種イベント開催時に、マークを用いたクイズを実施するなど、工夫のうえ市民への周知を図っています。 ヘルプカードの主要な配布場所等については、制度のチラシやポスターを作製し、市の機関や、関連する機関への設置を行い周知を図っており、 <b>プラン(案)にも記載のしており</b> 、今後も一層の周知・普及に努めます。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課
11	P20 2-(2) 権利 擁護の推進、 虐待の防止	一昨年12月、大阪高裁は殺人罪で懲役12年が確定、服役した元看護助手の再審開始を認める決定をしました。裁判長は、捜査段階での同助手による自白は、取り調べ担当の警察官や検察官の誘導に迎合した疑いがあり、「信用性が高いとはいえない」と判断しました。専門医の検査の結果、同助手には軽度の知的障害と発達障害があることが判明。急な環境の変化に弱くパニックになりやすい特性への配慮が、取り調べや審理時に十分行われたのか、世間から大きな関心が寄せられています。 当然ながら、あらゆる人に対して、取り調べに「誘導」や「強制」があってはなりません。知的障害や発達障害など、強い立場の相手から「誘導」「強制」されると容易に迎合して事実ではないことをしゃべってしまうことのある「供述弱者」と呼ばれる人に対しては、特にそうした特性への考慮がされた取り調べでなくてはなりません。 取り調べの可視化を進め、偏りなく客観性が担保されるよう、警察や検察、裁判所に対しても権利擁護の推進を図っていくことを、プランに明記してください。	警察や検察、裁判所は、それぞれの立場で「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成され、不当な差別的取り扱いの禁止や職員の研修等を実施することなどが明記されています。本市の対応としましては、こうした機関から研修実施の要請等がありましたら積極的に協力していきたいと考えています。	⑤ (その他)	障がい保健 福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
12	P21 2-(2)-③権利 保護に対す る支援(成年 後見制度)	③権利保護に対する支援(成年後見制度) 障がいのある人の権利を保護するために…  上記の赤字の「保護」であるが、「あえて「保護」という文言を使用した意図(意味)があるのか?  2000年にスタートした成年後見制度はその理念に「自己決定の尊重」がある。しかし、スタート後、その制度の運用に関しては、特に「後見」類型では後見人による「代行・代理」の視点が強く、権利制限の危険性さえも生じていた。また、「財産の・保護」に比べ「身上監護」の点が十分に機能していないことも近年指摘されてきたところである。  誰にでも意思決定能力はあり、本人の意思決定を支援することがこの制度の中心となるべきであることから、この制度はこれから、意思決定支援を確立する仕組みが求められており、「権利の保護…」(成年後見制度)という箇所での「保護」の使い方については適切な文言かどうかと個人的に感じたため、意見を出させていただきました。	「③権利保護に対する支援」を「③権利擁護に対する支援」に修正します。 ③の本文中に使用している「保護」につきましては、障がい者の生命や財産等も含めて守るという広義の解釈で一般的に使用されている「保護」としました。 (プラン案P24参照)	① (補足修正)	障がい保健 福祉課
13	P21 2-(2)-③権利 保護に対す る支援(成年 後見制度)	P19の成年後見制度の認知度より、約半数が制度を知らないことになる。 また、制度を知っていても利用しない人が35.2%いる。この数字は制度を知っている割合の半数を占め、障害の種類・程度によって不要と思われる方もいるのかもしれないが、現状では成年後見制度が判断能力の不十分な方にとって権利を守る法的な制度であるので気になる数字である。 障害のある方やその家族だけでなく、障害のある方の支援者(施設職員や相談先)も成年後見制度の正しい理解を深めることが利用促進につながるのではないかと必要の方に制度がいきなり、ご本人の権利が守れるよう取り組みを進めてほしい。	成年後見制度を分かりやすく身近に感じてもらえるように、市民向けのセミナー開催やパンフレットの配布、市ホームページによる情報提供を随時行っていますが、アンケートの結果から見ると、まだまだ制度に対する認知度は低いようです。今後、家庭裁判所や社会福祉協議会等の関係機関と連携を強化し、市民への啓発活動を引き続き行います。	⑤ (その他)	障がい保健 福祉課
14	P21 2-(3)-①職員 等への啓発・ 資質の向上	わざわざ「福祉疑似体験」といった具体的な取組が記載されていますが、そうであれば、まずは「障がい当事者と直接交流して、互いに理解を深める」取組こそ明記するべきではないでしょうか。 座学だけでは理解し合えないものが、必ずあるものと思います。 行政職員が先頭を切って障がい当事者と積極的に交流することこそ、今回のプランの理念を熊本市が市民と共に実現していく決意の表れと、市民に伝えることができるものと確信します。	障がい当事者を招き、アイマスク体験や車イス体験などを通して介助方法等を学んでいるため、「障がい当事者と直接交流することにより」という文言を追加します。このような研修を一時の疑似体験で終わらせることなく、職員向け障がい者サポーター研修会等で様々な障がい当事者と交流する機会を積極的に設けていきたいと考えております。(プラン案P24参照)	① (補足修正)	障がい保健 福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
15	P22 2-(3)-②行政 サービス等に おける差別的 取扱いの 禁止及び合理的 配慮の 徹底	2-(3)に職員採用時の合理的な配慮という記述があるが熊本市の職員採用試験を一度見直すべきだと思う。 熊本市職員採用試験では障害者は身体と精神しか受験資格がなくまた受験の程度もとても難しいと聞く。 知的障害と発達障害にも熊本市職員採用試験ができるようにしてほしいと同時に知的障害と発達障害に関しては面接と短期のインターンシップで採用を検討するように対応してもらいたい。	障がい者対象の採用試験については、 <b>現在、身体障がいのある人のみが対象となっていますが、今後、精神障がい及び知的障がいのある人への受験対象の拡大に向け、検討を進めていきます。</b>	② (既記載)	人事課
16	P23 利用者 本位の地域 生活支援	これまで障害福祉サービスの利用経験はないけれど、利用したいと思ったことは「ある」と答えた方々に対し、「利用に至らなかった理由」を尋ねたところ、「どこに相談して良いのか分からなかった」という回答が55%だったとあります。この比率の高さには驚きました。サービス利用を希望したにも拘わらず実際の利用に至っていない障害者のうち、実に過半数が、「(年齢等から)利用対象外だった」といった理由からではなく、「相談窓口が不明であるために」その利用を断念したということになる訳です。 この結果比率を熊本市全体の障害者数に当て嵌めたとき、もしかしたら人数的には重大視する必要がないのかもしれませんが、しかしながら、「窓口不明」のために利用できなかった方々が「半数以上いた」という数値を示すのであれば、その事態の解消に向けた方策もまた示される必要があるように思います。 プラン本文には「相談支援事業所と区役所、その他相談窓口等の連携を図ることで、総合的な相談支援体制の提供に努めます」とありますが、もし、市としてこの事態を重視するのであれば、より具体性、実効性のある対策を謳う必要があるのではないのでしょうか。	相談する先が不明で、支援に結び付いていない障がい者の支援の必要性は今回のアンケート結果から認識しているところです。 現在、障がい者相談支援センターにおいて、各圏域内のアウトリーチによる支援を展開しており、中央区で試験的に実施中である地域生活支援事業の中でも、支援を必要とする障がい者を見出し、適切な相談・支援につなげるため、地域の関係機関との連携を図るなど、取り組みを進めています。 <b>プランについては、相談支援事業所の周知に努める旨を明記し、今後も、様々な手段を活用した市民にわかりやすい広報・啓発活動を行っていきます。</b> (プラン案P27参照)	① (補足修正)	障がい保健 福祉課
17	P24 1-(1)-②グ ループホーム の利用促進	昨年大きく報道された、東京都港区南青山の「児童相談所建設問題」。私は決して他人事ではないと受け止めています。 「NIMBY(ニンビー／Not In My Back Yard)」という言葉があります。「我が家の裏には御免」と訳され、「施設の必要性は認めるが、自らの居住地域には建てないでくれ」と主張する住民たちや、その態度を指す言葉です。 ごく限られた人たちかもしれませんが、そういった方々と、どのように意見の合意形成を図っていくか。これには、自助・共助任せでは限界があります。行政の、丁寧で、分かりやすく、根気強く、決して逃げない支援が、絶対に必要です。 施設等から地域生活へ移行していく際には、グループホーム等の施設整備といった「ハード面」の充実や、イメージ図のような「制度面」の整備に加え、身近に暮らす近隣の方たちとの互いの信頼感の構築・醸成といった「ソフト面」の対策が不可欠です。初動の段階で誤解や説明不足など「ボタンの掛け違い」が生じ、長期のトラブルとなるケースが全国各地で散見されます。私たちのまち熊本で、決してそのような事態が生じないよう、今回のプランで明確に行政の関わりを謳うことは、基本理念の達成に必ず必要なことと考えます。「地域住民との良好な関係づくりに努める」との文言を追記してください。	共同生活援助事業所の立地については、国の基準省令において「住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、」とされており、本市では指定の相談や施設整備の申請の際に、地域との交流や関わり方についてどのように対応するか(しているか)事業者等から話を聞き、必要に応じて説明会の実施や近隣住民等への事前の個別の説明等をお願いしているところです。 地域住民との関係については、大変デリケートな問題であり、行政が関与することで偏見の助長や二次的なトラブルの発生などを招く可能性があります。逆に、事業者が主体となって自主的に関係づくりに努め、地域住民と良好な関係を築いている既存の事業所も多数あります。 地域住民との良好な関係づくりの主体は、あくまでその地域で生活していく利用者本人と、その支援を行う事業所(事業を運営していく事業者)であり、行政としては、引き続きより良好な地域住民との関係づくりのための障がいへの理解促進等に努めます。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
18	P24 1-(2)-①相談 支援事業の 充実	相談支援事業所がとても足りない。 私はとある事業所で働いているが事業所で働く前に何件も相談支援事業所から計画相談を断られた。理由を聞いていくとどうやら相談支援事業所での人が足りておらず計画相談ができないらしい。事業所に教えてもらった相談支援事業所でようやく計画相談の手続きをし福祉サービスの手続きをしたが支援学校に通ってる親御さんはもっと大変なのではないか?と推察する。熊本市ではセルフプランを認めているのか分からないがそろそろ熊本市でもセルフプランを認めないと相談支援事業所ももたなくなるのではと思う。	セルフプランについては、就労定着支援以外のサービス利用者についても導入を目指し、対象者要件等について検討を行い始めたところではありますが、相談支援事業所、区役所担当者等からも課題や懸念事項が多く、それらを解決するため、障がい者相談支援センター(9事業所)の機能強化員会議等の協力を得て、課題やセルフプラン導入案を検討しているところです。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課
19	P24 1-(2)障 がい特性に 応じた相談・ 支援体制の 充実	近年、障がいのある人々の障がい状況や多様化・複雑化しており、複数の障がいを併せ有する人もいます。例えば、重度の身体障がいと聴覚障がいを併せ有するケースでは、重度訪問介護と意思疎通支援を同時に利用することも必要になってきます。しかし、これまでこうしたケースが少なかったからか、利用者の視点に立つと、本人が必要とするサービスを柔軟に組み合わせて利用することがしづらい環境にあるように思います。支援者の立場からみても、意思疎通支援はできるが、身体介助はできないといった事態に直面することが考えられます(実際、そうした場面が生じています)。「障がい特性に応じた」という場合、その障がいは単一とは限らないこと、重複障がいといっても一人ひとりその障がい状況は多様であることも踏まえ、重複障がいの人も含め、一人ひとりの障がい状況の的確な把握に基づく相談・支援の充実をはかっていただきたいと思います。 私の勤務する大学にも、重複障がいの学生が複数在籍しております。本人たちが卒業後にその能力を存分に発揮していくためにも、重複障がいのある人のニーズに対応できる相談・支援体制の充実をはかっていただけると誠にありがたいと思います。 なお、「障がい特性」という言葉は、単一の障がいによる精神機能、身体機能にどのような影響があるかという心理学的知見を指していると思われま。重要な概念ではありますが、その人の支援を考える際、一般化された「障がい特性」だけでは判断できず、一人ひとりの障がい特性の重なり具合、生活経験や生活環境が異なることを十分考慮して、その人の困難な場面や状況を把握する必要があります。したがって、「障がい状況」という言い方もあるのではないかと思います。	ご指摘のとおり、障がいのある方々においては、障がいの内容や状況が多様化・複雑化しており、支援や相談の在り方もそれぞれの利用者にとって多様な選択肢の中から選択できることが望ましい在り方だと考えています。一方で、公平性を保つ必要もあることから、本市では現在、要綱として「障害者(児)の障害福祉サービス等の関する支給基準」を定め、この基準に沿って障害福祉サービス等の支給決定を行っています。ケースによっては、基準で定める内容では十分な支援ができない場合もあるため、そのような場合には「介護給付費等の支給に関する審査会」へ意見を求めたり、各区役所福祉課担当職員間の事務連絡会で協議を重ねるなどして、障がい状況、置かれている環境等を総合的に勘案し、ケースごとに支給決定を行っています。また相談支援事業所において、一人ひとりの障がい状況や置かれている環境等を踏まえ、支援をしていただいております。中でも困難事例等については、相談支援部会等を通じて検討を行い、適切な支援を行っていただいております。今後も、一人ひとりその障がい状況は多様であること等を踏まえ、相談・支援体制の充実に努めていきます。 なお、本プランにおいては、広く浸透している「障がい特性」という表現を引き続き使用します。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
20	P26 1-(2)-⑨民生 委員・児童委 員	24Pのイメージ図の「地域」の部分には「ささえりあ「民生・児童委員」に加えて「地域 団体(自治会等)」とあります。しかしながら、具体的な取組の項目の中に「自治会等」 との連携が含まれていないのは不自然です。 あえて外す理由は考えられず、地域移行の促進や災害に備えた平時からの安心安 全なまちづくりの観点等から考えれば、むしろ明記すべきものと思います。 「町内自治会等への理解啓発、連携に努める」旨の項目を追記してください。	P27の「①相談支援事業の充実」の中で、熊本市障がい者相談支援センターと地域の 関係機関や福祉関係者とのネットワークの構築や理解促進に関する取り組みを進め ていく旨を記載しており、地域の関係機関の中に自治会等も含んでいます。	② (既記載)	障がい保健 福祉課
21	P26 1-(3)-①障害 福祉サービ ス等の円滑 な提供	素案(案)にはなかった「熊本市立地適正化計画についても考慮する」旨の一文が追 記されています。これまで、どの協議会でも一切説明されてこなかった文言が、いきなり 記載されていることに、大変な危惧を感じます。具体的にどのようなことを意味して いるのか書き加えて頂きたい。 万が一にも「都市全体の観点」の名の下に、障がい者や家族、支援者等が不利益を 被ることがあり得る内容であれば、到底是認できません。市民の誤解を招かない、分 かりやすい表現に改めてください。	本市では、人口減少・超高齢社会においても、持続可能で誰もが移動しやすく暮らし やすい都市を目指し、「多核連携都市」を都市の構造の将来像として掲げ取組んでお ります。 この実現のため、平成28年4月に「熊本市立地適正化計画」を策定したところです。 具体的な内容は、地域生活圏の最後の砦となる15の地域拠点等を都市機能誘導区 域に設定し、そこに医療・商業等の都市機能を維持・確保するとともに、利便性の高 い公共交通軸沿線を居住誘導区域に設定し、人口密度を維持することで、都市機能 や公共交通を持続的に確保し、将来に渡り市民全体の暮らしやすさを維持したいと考 えております。 障がい者福祉施設においても都市機能誘導区域内に立地されることで、その施設 を必要とする人にとっての暮らしやすさ(利便性)が持続的に維持・確保されると考え ております。このことから、障がい者福祉施設等の整備費の一部を民間事業者へ補 助を行う際の補助事業者選定基準の中で、都市機能誘導区域内へ立地する場合に は配点上の優遇措置を設けているところです。 (※都市機能誘導区域だけに障がい者福祉施設等を集めるといった考えではありません) なお、ご意見を踏まえ、記載内容を補足修正いたします。 (プラン案P29参照)	① (補足修 正)	都市政策課
22	P27 1-(4)- ⑥家族に対 する支援	「てんかん」は精神障がいに入っていますが、診ていただく診療科は、精神、小児、脳 外科など様々です。医師、病院等もネットワークが構築されていないので、電話相談 を受けても情報が乏しいのが現実です。「てんかん」に関する情報をお願いします。 家族会で「集い」を毎月していますが、「市政だより」等の掲載はできないものでしょう か。	ご要望として承り、対応については、今後検討させていただきます。	④ (事業参 考)	障がい保健 福祉課(精 神保健福祉 室)

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
23	P27 1-(5)- ①社会参加 等を支援する 人材の育成	<p>熊本県における聴覚障害者支援制度等の検討・改革・創設のためのプロジェクトチーム「熊本県における聴覚障害者支援制度等の課題検討および協議報告書」(2018年7月)http://kumajou.jp/PThoukoku.pdf によりますと、平成28年度の手話通訳者は登録者193名中、年1回以上活動した人が94人とのことです。その多くが就労をしながらの活動であるものの、制度が有効に活用されていない現状が指摘されています。また、その年齢層は、50歳代以上が78%(約8割)であり高齢化が顕著です。</p> <p>要約筆記者においては、登録者は51人中、実際の活動者は25人であり、手話通訳と同様に半数が活動できていない現状があります。</p> <p>これらは、意思疎通支援のニーズが少ないことを意味しているのではなく、本人たちは、聴覚障がいへの周囲の理解不足の中で、自らのニーズを申しにくい現状があるのと、社会における手話通訳者や要約筆記者に対する社会的認知が低く、無償のボランティア(奉仕)活動の延長のようにとらえられていることが関係していると考えます。今後は、専門職としての意思疎通支援者の養成と設置が求められていると考えます。</p> <p>これまで、意思疎通支援者の養成、派遣コーディネーター等は、聴覚障がいの当事者団体や支援団体が担ってきました。一方、聴覚障がい児・者の障がい状況や支援方法は、教育の普及による日本語力の向上、補聴機器の開発による支援方法の充実・多様化(例えば、遠隔支援、音声認識等)によって、大きく変貌を遂げつつあります。このような現状を踏まえ、聴覚障がいのある人々の意思疎通支援にかかわるニーズを的確に把握し、そのニーズに応えていく枠組みの再構築が求められています。そして、聴覚障がい者のニーズに応えようとする若い人々(当事者も含め)が、勇気をもってその道に進めるような環境整備が求められていると思います。</p> <p>具体的には、大学で学ぶ聴覚障がい学生の情報保障をおこなう支援学生は、市内の複数の大学に在籍しています。在学中に身につけた要約筆記、パソコンによるノートテイクの技術を、卒業後も継続して伸ばし、聴覚障がい者の意思疎通支援の場に生かしていくような仕組みを整備することが考えられます。たとえば、熊本市の職員採用、教職員採用において、学生時代に身につけた要約筆記、パソコンによるノートテイクのスキルがあることに対して加点するなどの措置は考えられないでしょうか。もちろん、大学等においても、こうしたスキルの質を保証するようなプログラムを確立していくことも求められます。</p>	<p>ご意見を参考に、障がい者団体等の意見を聴取しつつ、意思疎通支援に関する課題を整理させていただき、関係機関と連携しながら人材育成等の環境整備に努めます。</p> <p>また、学校教員採用選考試験では、特別支援教育推進区分を設けるなど、専門性のある人材を求めています。今後も、人物重視の観点から、面接等を通じて意欲と能力の高い教員の採用に努めます。</p>	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課  人事課  教育委員会 教職員課
24	P28 1-(6)-②市 ホームページ 等における 情報の充実	<p>SNS等の新たな情報提供手段への対応を進めるのであれば、肝心のインフラについても充実を図らないと、せっかくの取組が市民に広がりづらくなるのではないのでしょうか？</p> <p>項目の最後に「希望荘やウエルパルクまもとなど、熊本市の施設のWi-Fi化を積極的に進めていきます」の一文を加えてください。</p>	本市では、台風や大雨の際にも避難者がいる指定避難所を中心にフリーWi-Fiの設置を行っています。その他の施設については、各施設の状況をふまえて個別に検討していきます。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
25	P28 1-(7)-①公共 交通機関等 による外出の 支援	移動しやすい環境整備のであればまず熊本市内で多くの人々が利用している「さくらカード」を改善すべきである。さくらカードを利用している人の中では負担を感じている障害者が多数いると熊本市自立支援協議会でも話題になった。無料パス券は無理だと思いがバスや熊本市電の運転士に降車時にさくらカードを見せるだけで降車できる定期券型の導入の検討もすべきである。またそれが無理なのであれば定額の回数券方式にして現在のICカード方式と定額回数券方式と定期券方式と選べるようにすべきである。さらに福祉タクシー券があるが療育手帳のA1 A2は利用できてなぜB1 B2は福祉タクシー券を利用が出来ないのであろうか。非常に不公平である。移動しやすい環境整備をするのであれば福祉タクシー券を全ての障害のある人が使えるようにすべきである。A1とA2だけ福祉タクシー券をあげますというのは非常に不公平であるので行政側も再考してほしい。	「さくらカード」については、今年度設置した「高齢者及び障がい者の社会参加促進等に関する検討会」や障がい者自立支援協議会中に期間限定で設置した部会において、利用環境の改善や金銭的な負担に関する様々なご意見をいただいたところであり、利便性向上に向け、総合的な視点から検討を行っていくこととしています。「タクシー券」については、一人での移動が特に困難な重度の障がい者の社会参加を図る目的とした制度となっており、頂いた意見については、タクシー券も含めた移動支援施策全体で検討していきたいと考えています。	④ (事業参 考)	障がい保健 福祉課
26	P29 2 障がい児 支援の充実 P35 3 保健と医 療サービスの 適切な提 供	「障がい児支援の充実」、「保健と医療サービスの適切な提供」について 障がい児を支援するにあたり、様々な視点から支援の方向性が検討されていることは大変素晴らしいことだと思いますが、方法論として熊本市市民病院を核とした取り組みが明記されていないことは残念だと思います。 子ども発達支援センターや児童相談所などについて具体的な役割分担が明記されているように、平成31年度中に再開される熊本市市民病院が、たとえば、医療的に重度な障害児に対する医療・福祉サービスを担うこと、関係機関の連携の核となること、等盛り込んで頂きたいと思っております。	本プランに記載のとおり、リハビリテーションや、医療型短期入所の整備により体制を充実させるとともに、保健・福祉の関係機関と連携しながら、医療的ケアが必要な障がい児の地域生活を引き続き支援していきます。	② (既記載)	市民病院
27	P33 2-(3)- ⑦ 大学就学 支援	私の勤務する大学では、2013年度に重度肢体不自由の学生が入学して以来、重度訪問介護の利用対象となる学生が複数名(3名)在籍しております。トイレ介助、食事介助などの生活面の支援、自宅から大学までの通学の移動支援の部分は、これまで学生の家族に担ってもらった形で、修学が可能となっておりました。大学独自の予算で、介助者を雇用する等の方向性は当然求められることですが、予算確保の難しさや、専門性のある介助者を確保できるか等の問題に直面している現状です。 2018年度から実施されている「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を利用できるならば、利用学生の自律的でより質の高い学生生活の実現を期待できますし、家族の負担軽減にもつながります。 小・中学校、高等学校に在籍する重度障がいのある児童生徒達にとっても、こうした制度を利用できるか否かは、進路選択にも影響する大きな要因だと考えます。障がいの種別や程度にかかわらず、大学等で学ぶ機会が得られるための社会的・環境的条件を充実していく上で、本事業を早期に実施していただきたく存じます。	「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は、平成30年度に国から初めて示された事業で、地域生活支援促進事業の一つとして実施することとされています。本市では、現在のところ、重度訪問介護及び地域生活支援事業の一つである移動支援において、通学(通勤)時の移動や大学内での支援については、支給決定しておりませんが、ご意見のとおり、この事業の実施は、現に大学で修学中の重度障がいのある学生への支援の充実、また小・中学校、高等学校等に在籍する重度障がいのある児童生徒にとっては、進路の選択肢の拡充やそのご家族の負担軽減等に繋がるものと考えます。 ただ、国の実施要綱においては、当該支援事業に係る支援基準が具体的に示されていないため、現場の状況を確認しながら、他都市調査及び関係部署との協議等を重ね、詳細な支援基準の設定について調整していきます。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
28	P38 3-(4) 精神保健・医 療施策の推 進	熊本市は精神科専門医が市民病院にも心の相談センターにも不在ですので、喫緊の課題として一項目割くべきだと思います。	精神科専門医については、こころの健康センターでは非常勤ではありますが、来所相談の対応を行っているところです。今後も市民の皆様からの不安や悩みに寄り添うことができるよう、精神保健福祉の増進に努めてまいります。 現在、熊本市市民病院においては精神科医が不在ですが、新病院におきましては精神科医を配置することを検討しております。いずれにしましても、市の医療圏域の各精神科医療機関と相互連携して取り組む必要はあると考えております。	⑤ (その他)	障がい保健 福祉課 (精神保健 福祉室) こころの健 康センター 市民病院
29	P40 4 雇用と就 労の促進	アンケート結果として「働いていない」との回答が52.3%と半数を超えていますが、過去の類似の調査に比べてその比率が幾分高いように見えます。今後について「障がいの状態などの理由で仕事はできない」「仕事をしたいとは思わない」が合わせて63.9%に上ることも気になります。 ただ、ここで示された結果だけではどのような対象者に尋ねた結果なのかがわかりません。例えば集計対象の年齢層はどうか(60歳又は64歳以下に限ったか、それとも65歳以上も含めているのか、含めているなら65歳以上の比率はどうか)。また、全障害種別において同様の傾向なのか。「収入が少ない」と困っている障害者や仕事が「できない」「したいと思わない」障害者は、企業等に就職している障害者か、それとも福祉的就労をしている方々も含めたものか。それらの条件により、回答数値の意味合いは大きく違って来るだろうと思います。このような“働く”ことに関する調査の結果を示す上においては、「仕事」「就労」「雇用」「就業」等の意識的な使い分けが必要となるでしょう。また、対象年齢層を明らかにすることも結果の解釈には必要です。結果の示し方を少し工夫しても良いかもしれません。	当該質問は、18歳以上を対象に調査したもので、ご意見のとおり65歳以上の方も含まれています。アンケート結果の詳細については、参考資料として巻末への掲載を予定しています。	① (補足修 正)	障がい保健 福祉課
30	P41 4-(1)-③公共 機関での障 がい者雇用 の促進	素案(案)にはなかった「一定の枠を設け」とは、具体的にどのようなことを意味しているのかご説明ください。市民の誤認を招かないような表現が望ましいと考えます。 また、「定着支援」は、今後さらに重要な施策として位置付けられていきます。それは民間のみならず公共機関での障がい者雇用にも、同様に求められるはずで、そこで、③の文中の「働きやすい」の部分で、「働きやすく、長く働き続けることのできる」職場環境の整備、と見直してください。 福岡市では、職場適応援助者(ジョブコーチ)等の非常勤職員としての採用が始まります。熊本市でも、職場と障がい者をつなぐ橋渡し役として、職場環境の「質」の面でも向上を図る取組を、プランに反映させてください。	「一定の枠を設け法定雇用率以上になるよう採用する」とは、現在も実施している障がいのある人を対象とした試験区分を継続することを指します。 また、「働きやすい」の部分については、ご意見の通り「働きやすく、長く働き続けることのできる」に変更します。 (プラン案P44参照)	① (補足修 正)	人事課

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
31	P41 4-(2)一般就 労への移行 と定着の支 援	今現在、熊本県下の支援学校では「働くことは善であり社会的にも良きこと」という思想が巡り巡っているが今こそ立ち止まって公的機関や企業での「超短時間労働」を検討と奨励を始めるべきはないだろうか？首都圏では超短時間労働と言って短時間の仕事をやりきるというメゾットがあるらしい。そのシーンでは支援機関や事業所がちゃんとバックにつき障害者を支援しておりさらに賃金ももらえるようにしているらしい。確かに「働くことは善」ではあるものの働くこと自体が難しい人もいる。「働く＝社会に出る」という特殊なイメージを脱し短時間でも仕事できるような環境作りをするのも行政の役割だと思う。	障がいのある人が自分らしく働くためには、企業等の受け入れ側の配慮や環境整備が大変重要であると考えています。個々の体調や特性に配慮した勤務体系や休暇制度の導入など、障がい者サポート企業・団体の取組み等を引き続き広く周知啓発することにより、障がい者雇用の促進に繋げていきたいと考えています。	⑤ (その他)	障がい保健 福祉課
32	P43 4-(3)福祉的 就労への支 援	工賃を上げる努力をしると行政側はB型事業所に迫っているようだが工賃を上げる努力を限界までにやっているのにも関わらずまだ行政側は事業所に対して「頑張って工賃あげろ」言っている。はっきり言って無茶苦茶な話だ。施設外就労や販路を見出しているにも関わらずまだ工賃上げるの頑張れと突き放しB型事業所などに対して自助努力を迫っているようだが熊本市は自助努力ではなくB型事業所に公的な支援をし福祉的な就労をする利用者に対して工賃の補助や工賃の最低保証を「熊本市」が行うべきだ。福祉的就労をする利用者はA型の利用者よりもお金が少ない。熊本市はB型で利用をしている人達への工賃の補助をする事は「行政がすべき」ことだと考える。	平成30年度報酬改定により、就労継続支援B型の基本報酬が平均工賃によって区分されました。これは、熊本市独自ではなく、全国統一の制度改正です。また、指定基準上、就労継続支援B型事業所は「利用者に支払う平均工賃が月額3000円を下回ってはならない」「工賃の水準を高めるよう努める必要がある」等の規定が定められています。工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動にかかる事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うものであるため、行政が工賃の補助や保証を行うことはできませんが、指定基準に基づき、就労継続支援B型事業所に指導・助言を行っているところです。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課
33	P45 5-(1)-⑤文化 施設等の利 用支援	ドリームナイトアットザズーについて、「子ども」に限定している理由は何でしょうか？各地での同イベントもそういう規約だから、という回答は避けて頂きたいと思います。同イベントが目指す意義にはスタート当初より大変共感しており、素晴らしい取組であると感謝しています。しかしながら、周りに気兼ねせず楽しいひと時をゆっくり過ごしたいと望む難病や慢性疾患、障がいのある人等は、子どもだけではないはずで、子どもであっても大人であっても、難病や障がいの有る無しにかかわらず、動植物園に憩いを求める気持ちに違いはないものと思います。むしろ、熊本市が全国に先駆けて「子ども」限定の枠を取り払い、難病や障がいのある方であれば年齢に関係なく招待するドリームナイトを実施することを、広く全国に発信することこそ、同プランの基本理念にかなう取組であろうと考えます。ぜひ再考願います。	ドリームナイト・アット・ザ・ズーは、1996年にオランダのロッテルダム動物園が、癌を患っている子どもたちとご家族を招待したことをきっかけにして、国際的に広がったものです。熊本市動植物園におきましても、平成21年から、難病や障がいのある子どもたちとご家族を招待し、普段来られない子どもたちにも気軽に来ていただくことを目的に実施しています。対象者を、15歳以下の難病や障がいを持つ子どもとその家族としておりますのは、来園者の安全管理上の点や、駐車場の台数などを考慮し設定をさせていただいているところです。熊本地震の影響により、平成28年度から平成30年度までは中止としておりましたが、今後は再開を予定しております。対象者の年齢条件の拡大につきましては、受入態勢の課題の検証等を踏まえ、今後検討を行っていきたいと考えています。	③ (説明・ 理解)	動植物園

対応内訳:①補足修正、②既記載、③説明・理解、④事業参考、⑤その他

	素案の 頁・項目	ご意見等の内容	本市の考え方	対応 内訳	関係課
34	P48 1-(1) 防災 対策の推進 (災害時の支 援体制の充 実)	項目の1つに「支援者の支援の充実」を加えてください。 熊本地震の際も、行政職員や教職員、施設等のスタッフなど、自身も被災者でありながら、障がい者やその家族へ懸命の支援にあたっていた姿が忘れられません。彼らの懸命な活動をきちんとサポートする体制を迅速に整えることは、災害時の体制整備において最も優先されるものではないかと考えます。 ぜひとも検討をお願いします。	熊本地震発生後、本市では、市民・地域・行政が協力した支援体制を強化することが必要であるという方針を示し、プラン(素案)に記載のとおり、地域における避難支援体制の構築や、福祉子ども避難所の整備を進めています。 <b>これらの取り組みが、支援者の負担の軽減につながると考えており</b> 、災害発生時に、様々な主体がそれぞれの役割を担い、協力して支援の活動にあたることのできるよう、今後も必要な支援体制の構築・充実に努めていきます。	② (既記載)	障がい保健 福祉課
35	P52 2 情報 提供、意思疎 通支援の充 実	「情報」とは、一方向に提供されるものではなく、障がいのある人と関係のある人との間で双方向のやりとりがなされて初めて、生きたものになると考えます。 「2情報提供、意思疎通支援の充実」は、「第3章【基本目標】安心して暮らせる社会体制の整備」の中に含まれており、このことも大事ですが、障がいのある人にとっての「情報」は、家族、地域の人々、お店、学校、病院、趣味の集まりなど、日常生活のさまざまな場面で大切なもので、一対一でのやりとりや、集団のなかでのやりとりに「参加」ができてこそ、意味のある「情報」になると思います。 このような意味では、「2情報提供、意思疎通支援の充実」は、「第2章【基本目標2】質の高い地域生活の実現」において、より重要な意味をもつと考えます。 確かに、第2章の1-(5)-①(p.27)にも「社会参加等を支援する人材の育成」とありますが、第3章と分けて示されることで、「社会参加を支える情報提供と意思疎通支援」という意味合いが、トーンダウンしてしまうように感じます。	ご意見のとおり、障がいのある人がより自分らしく地域生活を送るためには、双方向にコミュニケーションが取れることや、自分で意思決定をし社会参加できることが大事であると考えます。ICTの普及により様々な情報を容易に取得できるようになってはきましたが、より障がいのある方に分かりやすい情報提供を心掛けるとともに、手話言語条例の制定やヘルプカードの利用促進によって、地域社会側の理解啓発にも努めていきます。 プランの構成については、項目整理の都合上 基本目標1を障がいへの理解促進、基本目標2を障がいのある人の地域生活を支える社会環境の整備、基本目標3を安心して暮らすための、社会体制の整備と整理させていただいておりますので、ご理解ください。	③ (説明・ 理解)	障がい保健 福祉課
36	すべてのパ ブリックコメ ントの掲載につ いて	熊本市障がい者生活プランが正式に策定されれば、確定版として、冊子やホームページ等で公開されることとなります。これまでも様々な計画等について、市民から多くのパブリックコメントが寄せられ、その内容が冊子の巻末等に付記されていますが、追記や修正等がされたものに限り掲載され、説明して理解を求めるものや、参考意見などは割愛されるケースがありました。 広く市民から公募したにもかかわらず、一部の意見を公開しない理由が分かりません。どのような意見でも、少なくとも記録として残し続けることは、市民から公募した以上、最低限必要なことと考えます。 市民の意見に対して、熊本市がどのように受け止め、どのように施策に反映していったのかどうか、後から具体的に検証できる資料を残すことは重要です。 ホームページへのアップでは期間が限られ適当でないと考えます。要点の意識等をせずに印刷物として残すよう、よろしく願いいたします。	印刷物への掲載は難しいため、今回のパブリックコメントでいただいた全てのご意見及び対応については、 <b>少なくとも次期計画策定までの期間</b> 、熊本市ホームページに掲載させていただきます。	⑤ (その他)	障がい保健 福祉課